

1 地域福祉とは

地域福祉の「地域」という言葉には、これからの福祉を充実していく上での、様々な思いが込められています。

この計画では、前計画(※)の考え方を継承し、「地域福祉」を「誰もが【地域】とつながりをもって安心して心豊かに暮らせるよう、【地域】の力を合わせて、【地域】に合った福祉をつくる」ための様々な取組と考え、推進します。

これは、

誰もが【地域】とつながりをもって

… 誰もが、日常生活、介護、子育て等の様々な場面で“困りごと”が起き支援を必要とするときも、住み慣れた地域で生活を継続し、つながりをもって暮らしていくことを望みます。

安心して心豊かに暮らせるよう

… 「安心」できる支え合いの下、主体性と誇りを持ち、「心豊かに」暮らしていきたいと願います。

【地域】の力を合わせて

… 市や関係機関の公的な制度に基づく取組を土台に、市民、団体、事業者等も「できること・したいこと」で役割分担しながらお互いに協力し合うことで、一人一人の権利を大切に、「自分らしい」生活を実現するためのきめ細かい支援を行います。

【地域】に合った福祉をつくる

… 国、大阪府の制度等も活用しながら、地域の様々な力を結集し、寝屋川市の状況や市民の生活に合った福祉の仕組みをつくることです。

そのために、

「ちいき」に関わる様々な人たちの力で、

「ふ」だんの

「く」らしの

「し」あわせを支え合おう！ を合言葉に、

一人一人が「できること・したいこと」に取り組みましょう。

※ 本市では、平成17年3月に「寝屋川市地域福祉計画」を、また、平成23年3月に前計画となる「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン（第二次寝屋川市地域福祉計画）」を策定しました。

2 この5年間の動向と課題

「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン（第二次寝屋川市地域福祉計画）」（以下「前計画」といいます。）を策定した平成23年からの5年間、本市の地域福祉を取り巻く状況は変化し、市民生活等にも影響が現れています。

① 高齢化が一層進行し、特に後期高齢者（75歳以上の人）の割合が大きくなっています

本市の高齢化率（65歳以上の市民の割合）は、平成23年10月の22.6パーセントから、平成27年10月には27.2パーセント、平成32年には28.7パーセントになり、平成37年にかけてほぼ横ばいで推移すると推計しています。

また、高齢者のうち後期高齢者の割合は、平成23年10月の39.0パーセントから平成27年には41.7パーセント、平成37年には62.4パーセントと大幅に上昇し、人数も平成27年の27,219人から平成37年には40,464人に増加すると推計しており、今後、介護、医療、様々な生活支援サービス等のニーズの増加が予測されます。

一方、地域の福祉活動等で大きな役割を担っている前期高齢者数（65歳以上、75歳未満の人数）は減少すると推計していることから、高齢者を含め、様々な世代が担い手として参加できる取組を進めていく必要があります。

こうした状況に的確に対応するため、様々な支援を一体的に行う「地域包括ケア」を地域の力で推進し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが重要です。

② 子ども・子育てへの支援が一層求められています

本市の合計特殊出生率（※1）は、平成20～24年は1.44とそれまでよりもやや上昇し、全国及び大阪府の平均値（※2）を上回っています。しかし、15歳未満の年少人口は、平成23年10月の31,998人から平成27年10月には29,857人に、平成37年には26,498人に減少すると推計しており、より一層、安心して子どもを産み、育てられるための支援を充実することで、少子化を食い止め、活力あるまちづくりにつなげていくことが重要です。

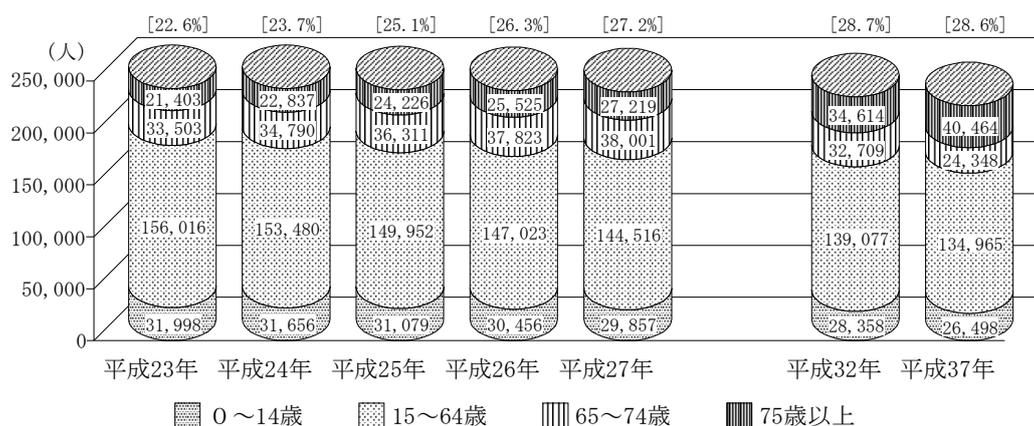
また、家族や地域のつながりが変化する中、孤立して子育てをしている人等への支援を、地域一体となり行うことで、子育ての負担の軽減等を一層図る必要があります。

※1 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数です。

※2 人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）によると、平成20～24年の合計特殊出生率の全国平均値は1.38、大阪府の平均値は1.32です。

前計画策定後の人口の推移と今後の推計（各年10月）

[] は高齢化率



※ 平成23から27年までは住民基本台帳による人口です。また、平成32、37年は「寝屋川市高齢者保健福祉計画（2015～2017）」での推計値です。

③ 地域に根ざした相談窓口やサービスが充実してきています

日常生活、介護、子育て等の支援ニーズが多様化する中、より地域に根ざした支援を推進するため、福祉制度は地域の力と連携する方向で改正されています。

前計画策定後の地域福祉に関する主な制度の動向

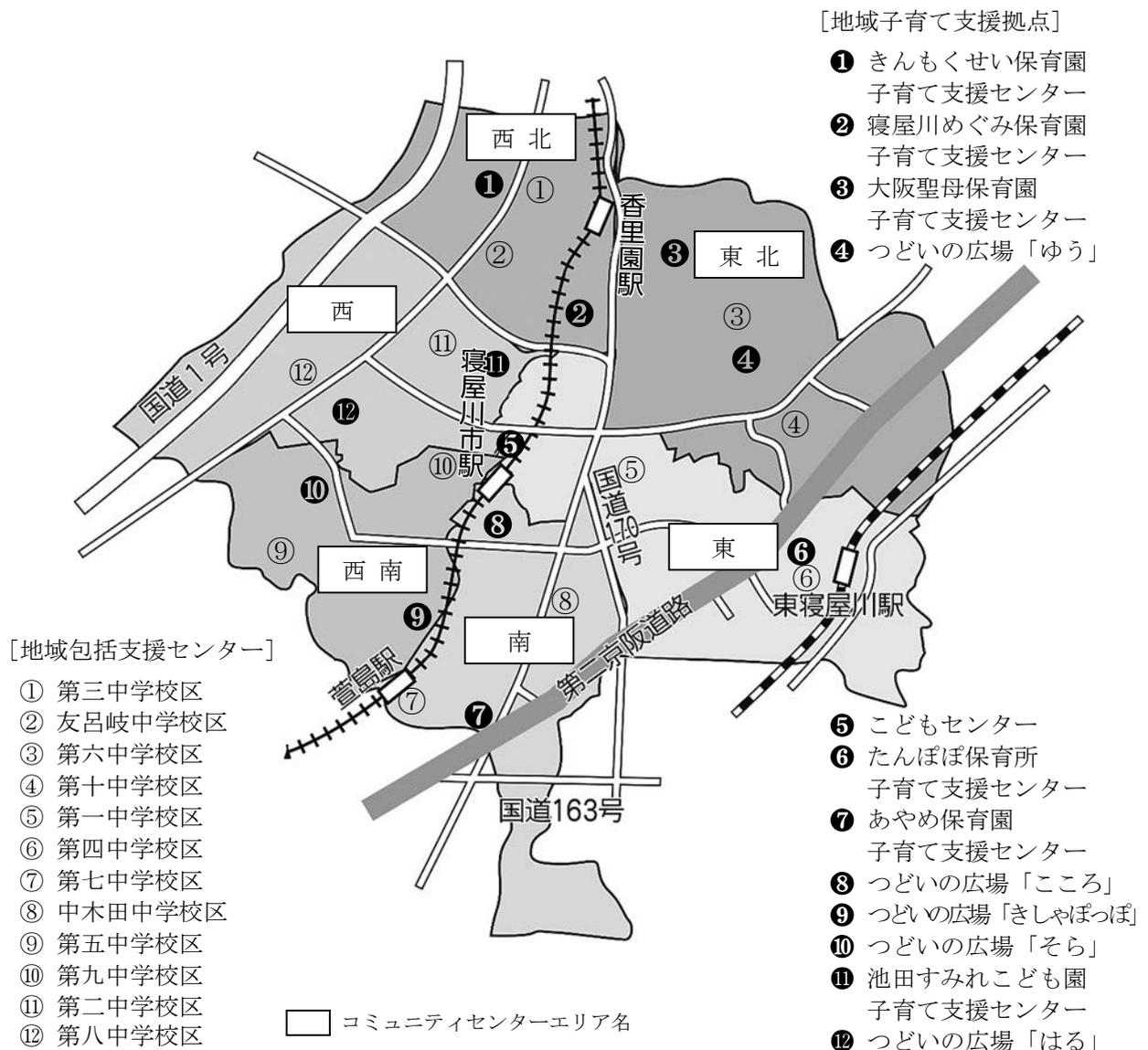
平成23年6月	介護保険法が改正
8月	NPO法が改正（平成24年4月に施行）
8月	障害者基本法が改正
平成24年8月	社会保障制度改革法が施行
10月	子ども・子育て関連3法が成立（子ども・子育て支援新制度は平成27年4月に開始）
10月	障害者虐待防止法が施行
平成25年4月	障害者総合支援法が施行
6月	障害者差別解消法が成立・障害者雇用促進法が改正（平成28年4月に施行）
6月	精神保健福祉法が改正（平成26年4月に施行）
6月	災害対策基本法が改正
12月	生活困窮者自立支援法が成立（平成27年4月に施行）
12月	社会保障改革プログラム法が成立
平成26年5月	難病医療法が成立（平成27年1月に施行）
6月	介護保険法が改正・医療介護総合確保推進法が成立（平成27年4月に施行）

こうした状況を踏まえ、本市では、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、2中学校区（4小学校区）ごとのコミュニティセンターエリアを介護保険制度の「日常生活圏域」、本市子ども・子育て支援事業計画の「教育・保育提供区域」と定めるとともに、このエリアを基盤に、地域と密着して暮らしに関わる相談支援を行う、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を社会福祉協議会が配置しています。

また、高齢者の相談窓口である地域包括支援センター、地域子育て支援拠点である地域子育て支援センター又はつどいの広場を中学校区ごとに設置するなど、より地域に密着した福祉の充実を図っています。

こうした取組や拠点をいかすため、市民、団体、事業者等の地域福祉活動と連携することにより、身近な地域で支え合える仕組みづくりを進めていくことが重要です。

コミュニティセンターエリアと地域包括支援センター・地域子育て支援拠点



④ 公民の協働による取組が一層進んでいます

本市では、校区福祉委員会、ボランティア団体、NPO等により、様々な地域福祉活動が積極的に展開されるとともに、福祉や生活に関わるサービスを提供する事業者等との連携も広がり、公民協働による地域福祉が推進されています。

平成27年4月には地域協働協議会が全小学校区で設立され、地域福祉活動においても協働して取り組むことが重要です。

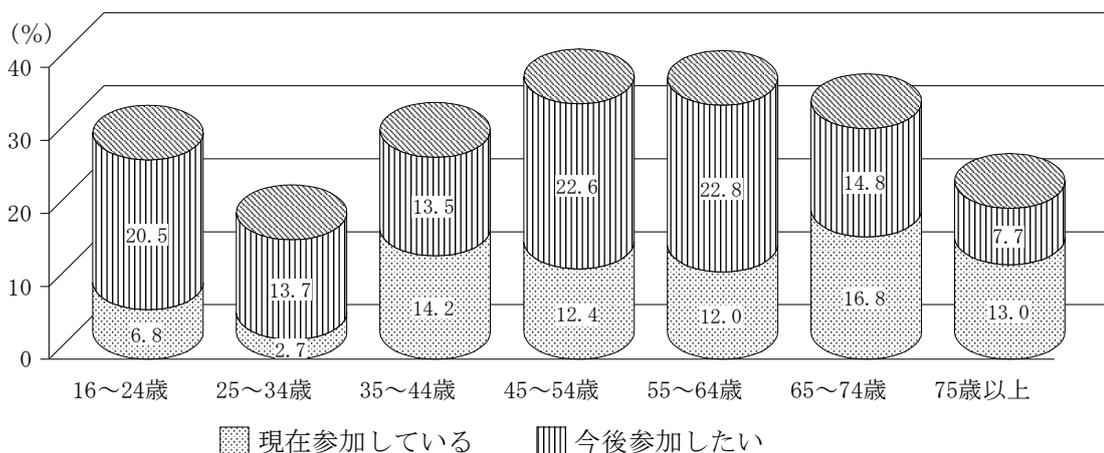
⑤ 地域福祉の担い手の確保が課題となっています

新たな協働の取組が求められる背景の一つに、就業環境の変化等により、若い人が地域の活動に参加しにくいなど、地域の担い手の固定化・高齢化があります。しかし、平成27年7月に実施した市民アンケート調査（※）の結果では、地域の活動に「参加したい」という意向をもつ人は各年代を通して少なくないことが示されており、これまで以上に、各々のライフスタイルに応じて参加できる活動づくり、参加の呼び掛け等を進めていく必要があります。

また、福祉、介護、子育て等のサービスの担い手不足も深刻な課題となっており、福祉の仕事に就く人を増やし、働き続けられるための支援や環境づくりを積極的に進めていくことが重要です。

※ 地域福祉計画の見直しに向けたアンケート調査 ～第三次地域福祉計画の策定に向けた調査～

福祉に関する活動への参加の状況と今後の意向（市民アンケート調査の結果より）



※ 「身近な地域での福祉活動」、「ボランティア・NPOなどの活動」、「当事者活動」のいずれかに、現在参加している人、今後参加したいと回答した人の割合を示したものです。

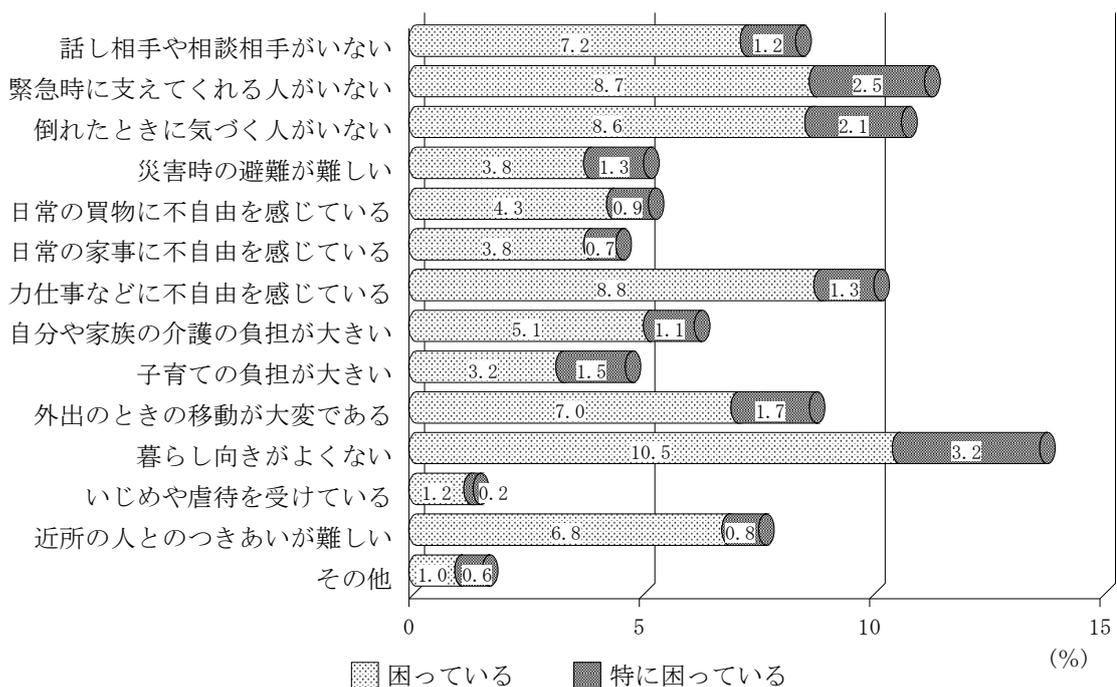
⑥ 生活に困窮するリスクの高い人の増加、虐待、孤立死等の深刻な事象が増えています

家族や地域のつながり、経済、雇用環境などが変化中、生活に困窮するリスクの高い人の増加、高齢者、障害者、児童等への虐待、一人暮らしの人の孤立死等の深刻な事象が増えており、市民アンケート調査の結果でも、地域で生活する上での様々な“困りごと”を抱え、今後に不安を感じる人が少なくないことが示されています。

本市では、地域や福祉事業者の連携による一人暮らし高齢者の緊急時安否確認（かぎ預かり）事業を社会福祉協議会が先駆的に実施するとともに、平成27年度からは生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援事業を実施しています。また、関係機関等が密接に連携し、虐待等の早期発見と早期対応に取り組んでいます。

こうした生活支援や課題解決に資する取組をより一層充実し、多様化する課題に効果的に対応していくことが重要です。

日常生活で困っていること〔複数回答〕（市民アンケート調査の結果より）



※ 調査票の選択肢順に図示しています。

※ 「その他」の記述回答では、各選択肢の“困りごと”の具体的な内容と共に、将来の生活（生計、介護、移動等）に関する様々な不安が挙げられています。

⑦ 災害、犯罪、事故等から市民を守る安全なまちづくりが一層求められています

近年、各地で大雨等の自然災害が多発する中、今後発生が予測される南海トラフ地震等の大規模災害への備えを進めるに当たっては、市民一人一人の防災意識や備えを高めるとともに、福祉的な支援が必要な人への対応等を想定した防災対策を行うなど、より幅広く市民の生命と生活を守る取組が重要です。

また、犯罪、事故等から、弱い立場に置かれがちな高齢者、障害者、児童等の安全な生活を確保するため、より一層、地域資源をいかした取組を推進していくことが重要です。

⑧ 地域ので支援する取組をつなぎ、発展させていくことが重要です

本市では、高齢者分野の「地域ケア会議」、障害者分野の「自立支援協議会」、児童分野の「子ども・子育て会議」など、市と市民、団体、事業者等との協働の仕組みをいかした保健福祉の取組を進めています。

こうした取組を、地域福祉の視点で効果的に連動させ、制度の狭間にも対応した仕組みを構築するとともに、対象者やサービスが重なる部分については調整を行うなど、より一層、効率的かつ効果的に取組を推進していくことが重要です。

**こうした変化にも的確に対応していくため、
第二次計画の取組の成果と課題も踏まえ、
更にステップアップした取組を進めましょう！**



1 計画策定の目的

前計画の計画期間が平成27年度末で終了することから、前計画に基づく取組の成果、課題を踏まえるとともに、今後の本市の地域福祉を取り巻く状況の変化等にも的確に対応するため、一層ステップアップした活動や事業を展開していく指針として、みんながつながる地域福祉プラン(第三次寝屋川市地域福祉計画)を策定するものです。

2 計画の位置付け

(1) 社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画

本計画は、本市の地域福祉を推進するため、社会福祉法（第107条）に基づき策定する市町村地域福祉計画です。

(2) 「第五次寝屋川市総合計画」を地域福祉の視点で推進する計画

本計画は、「第五次寝屋川市総合計画」を地域福祉の視点で推進する計画であり、第五次総合計画の基本構想及び平成28年度からスタートする後期基本計画と整合性を図ります。

(3) 分野別計画等を効果的に連携させ推進するための“保健福祉のマスタープラン”

保健福祉に関する分野別計画等を、地域福祉の視点で連携させ効果的に推進するため、本計画を“保健福祉のマスタープラン”として位置付け、基本的な方向性、福祉分野での協働を進める仕組みや基盤づくりの取組等を定めます。

3 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間の計画とします。

4 計画の策定方法

本市の地域福祉に関わる市民、団体、事業者、市・関係機関等の様々な主体の思いを反映するため、市民アンケート調査等により広く意見を集約しながら、市民、地域福祉に関わる団体等で構成する「寝屋川市地域福祉計画推進委員会」で意見交換等を行い、計画を策定しました。

5 計画の推進方法

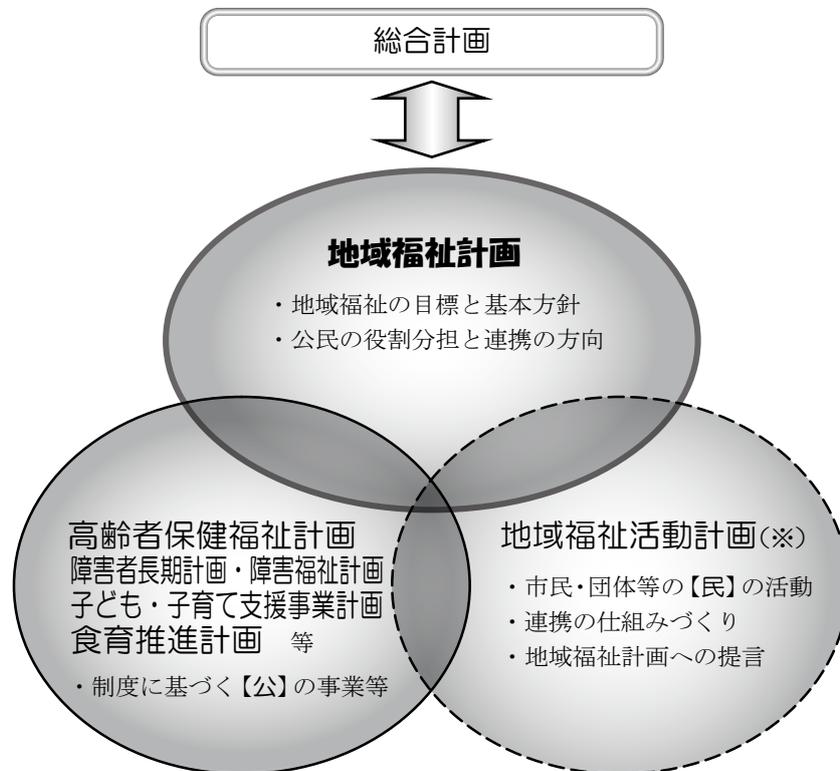
「寝屋川市地域福祉計画推進委員会」において、適宜、計画全体の推進方法の検討、進捗状況の評価、更なる推進等について協議し、PDCIサイクル(※)による効率的かつ効果的な施策・事業の推進を図ります。

また、本計画に基づく活動や事業を具体的に推進するため、地域福祉関係者の参加の下、テーマや地域ごとの協議の場として「(仮称)福祉のまちづくりひろば」を設置します。

庁内推進体制として関係部局による「(仮称)地域福祉推進会議」を設置し、第三次地域福祉計画に基づく施策・事業を計画的に実施します。

※ 計画(Plan) → 実行(Do) → 点検(Check) → 改善・改革(Innovation)を繰り返すことで、継続的に改善を進めていく手法です。

計画の位置付け



※ 地域福祉推進機関である社会福祉協議会が呼び掛け役となり、【民】(市民・団体・事業者等)が取り組む活動を定める計画です。

(社会福祉法第107条)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項